

東京医療保健大学和歌山看護学部広報委員会規程

(設 置)

第1条 和歌山看護学部の広報活動の充実を図るため、和歌山看護学部広報委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 学部の広報に関する事項
- (2) 学部案内パンフレットに関する事項
- (3) 大学ホームページの内、本学部に関する事項
- (4) オープンキャンパス等に関する事項
- (5) 地域交流事業に関する事項
- (6) マスコミ対策に関する事項
- (7) その他、学部広報に関する事項

(構 成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 和歌山看護学部教授会において任命する教職員
- (2) 入試広報部長
- (3) 和歌山事務部長
- (4) 和歌山事務部学生募集担当部長
- (5) 学部長は必要に応じて出席することができる。
- (6) その他、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席求めることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(事務)

第5条 委員会に関する事務は、和歌山事務部で行う。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。